

平成28年11月13日 発行

エバー総合法律事務所では、個人のお客様と法人のお客様に身近な法律問題をニュースレターでお届けします。

エバーニュース

# EVER NEWS

連載

- 交通事故 その2  
治療関係費等の損害について
- 不動産の権利の優先関係(対抗問題)  
について

■ 無料相談会のご案内

● 料金のご案内 / 事務所のご案内



vol. 32



エバー総合法律事務所

## 交通事故 その2

# 治療関係費等の損害について

**交**通事故が発生した場合の概括的なお話しはVol.11で行いました（ホームページでバックナンバーを掲載しておりますのでご覧ください。）今回は、治療関係費等について述べます。

怪我をすれば当然診療（診断、治療）が必要になるので、基本的に治療費は賠償額として認められます。ただ、過剰な診療だったり、高額な診療については否定されることがありますので、必要、かつ相当な診療について認められるとお考えください。緊急時はともかく、緊急性を欠く場合の高額診療については事前に保険会社と協議をし、また協議が困難な場合にはその診療の必要性を立証できるよう準備しておくことが必要です。

よく問題になるのは接骨院、整骨院、鍼灸、マッサージ等の施術料や器具代などです。医師の診断を受けた上で、医師の指示がある場合には認められることが多いのですが、指示のない場合には、施術の効果が有効であり、必要性、相当性が認められる場合に、限定した施術料のみ認められ、全額が認められることは少ないといえます。特に客観的な医学的所見がなかったり、長期間にわたって施術を受けていた場合には争われることが多いといえます。器具や薬品代についても同様に医師の指示がある場合には認められやすいのですが、ない場合には必要性、相当性を立証する必要があります。

後遺障害が残った場合、治療の問題と後遺障害の問題とを時期で区分する症状固定日という概念があります。症状固定とは医学的にみてこれ以上の治療

が望めない状態を指します。症状固定日より前は治療の問題であり、その日までの労働損害は休業損害とし、症状固定日以後は後遺障害へのリハビリの問題、労働損害は労働能力の損失の問題（逸失利益）として捉えるなど、症状固定日を境にしてその法的な考え方が変わります。

治療費に関しては症状固定日以前は認められやすく、症状固定日以後の治療費は一般に否定される傾向にありますので、症状固定日の見極めについては、症状として改善する余地があるかどうか主治医とよく相談する必要があります。症状固定日以後は治療ではなくリハビリということになるのですが、リハビリの費用についてはその症状の内容や程度によって相当な場合には認められることがありますし、また、将来の手術や治療の必要性が明らかな場合には認められることがありますので、損害賠償請求の際にはそれらの事情を適切に説明していく必要があります。

その他、付添費用（入院、通院）、入院雑費、通院交通費など、入通院によって要した費用については損害として認められますので、弁護士にご相談ください。

交通事故の損害賠償請求権の消滅時効は事故日より3年、後遺障害に基づく賠償請求権については症状固定日から3年です。時効間際のご相談も多いので、交通事故に遭われた場合には、治療中の段階から弁護士に相談のうえ適切な治療、適切な症状固定日の設定、相当な賠償請求についてご検討いただくことをお勧めします。

無料相談会のご案内

平成28年11月16日(水)、11月29日(火)、12月8日(木) のいずれも午後3時から午後6時の間にて、お一組様各30分で無料相談を承ります。

ご希望の方は当事務所までお電話にてご予約のうえお越しください。

なお、今後の無料相談会の予定については当事務所のホームページにてご案内いたします。

<http://ever-lawyers.jp/> 「エバー総合法律事務所」で検索を

# 不動産の権利の優先関係(対抗問題)について

**不**動産の権利の優先関係を定めることを「対抗問題」と言い、定める法律要件を「対抗要件」と表現します。民法を少しでも勉強した方をご存知かと思えますし、不動産関係の業務に携わる方は相当程度知っておくべきだといえます。

原則的に、不動産の権利関係の優先関係は「登記」によって決まります。例えば土地の所有権を売買によって取得したとしても、所有権移転の「登記」を設定しないと、第三者に所有権者であることを主張できないということです。もし売主があなた以外の第三者に二重売買した場合に、その第三者との関係は、先に所有権移転登記をした者が所有権を主張できるということになります(売主に対して代金の返還請求等賠償請求できることはもちろんですが、土地の所有権の帰趨は登記によって決まるのです)。

この対抗問題は不動産以外でも問題になることは多いのですが、今回は不動産について整理してみます。不動産、特に土地に限定しただけでも対抗問題が生じる一例は、①二重売買、②解除、③時効の場合などです。具体例を挙げましょう。①については先に述べたように売主が複数の買主と売買契約をしてしまった場合です。取得できなかった買主と売主との関係では詐欺の問題ともいえますが、買主同士では対抗問題となるのです。②は、例えば売買契約をして登記が移転した後、契約違反があつて解除したとします。でも登記は買主側に移転したままです。この場合に、買主を起点として、この買主が第三者に転売したとすると、この第三者と元の売主との関係は対抗問題となるのです。ですから、早く登記を取得した方が自らの所有権を主張できるということになります。③は少し複雑になるので詳細は省略しますが、時効期間を経過して所有権を取得した場合でも所有者から所有権移転登記を得ておかないと、元の所有者からの買受人に対しては負けてしまいます。

所有権以外にも担保権(抵当権、根抵当権)との優劣関係、担保権同士の優劣関係についても対抗問題が生じます。所有権と賃借権も同様です。いずれも基本は登記の先後によって決めることになります。なお、賃借権について、「借地借家法」では借地権については、借地権の登記がされていなくとも借地権者が登記された建物を所有する場合には借地権を第三者に対抗できるとされ、また、借家については、建物の引渡があつたときは、その後の建物の所有権を取得した者に対して借家権を対抗できるとされ、借地権や借家権の保護が図られています。

以上のように所有権、担保権や借地権では「登記」を取得することが重要ですが(他の権利でも対抗問題が発生することは既に述べたとおりです)、例外的に「登記」を取得しても権利を主張できない場合もあります。これは判例の積み重ねで理論化されたもので、「背信的悪意者」と言われますが、信義に反した目的や方法で登記を取得した者のことを言い、この者は登記があつても相手に登記がないことを主張する正当な利益がないとされ、この者に対しては例外的に登記がなくても自分の権利を主張できるとされます。紙幅の関係があるので概括的な紹介に止めましたが、この対抗問題は非常に複雑かつ重要で、上記に紹介した以外でも対抗問題になったり、対抗問題ではない処理をすることがあり多くの判例が積み重ねられていますので、お悩みでしたら弁護士への相談をお勧めします。



# 料金

## のご案内

### 一般的な料金の概要

**ご相談料** 事件受任の場合は頂戴しません。

30分 3000円プラス消費税

1時間 5000円プラス消費税

予約電話番号 **043-225-3041**

### 業務内容

不動産

会社経営

貸金請求

労災

相続

民事再生・破産手続き

金融

消費者問題

交通事故

刑事事件

離婚

家族問題

成年後見制度

### 参考例

以下は、良くある場合について一例として費用について掲げました。

その他の事例や基準の詳細については当事務所のホームページで報酬基準詳細をご覧ください。

### 1 金銭請求

たとえば600万円の請求をする場合には（仮差押えがない裁判のみの場合）

|          |                         |
|----------|-------------------------|
| 着手金      | 30万円プラス消費税              |
| 預り金      | 10万円程度                  |
| 報酬       | 全額回収できた場合<br>60万円プラス消費税 |
| 200万円の場合 | 32万円プラス消費税              |

### 2 刑事事件

たとえば、窃盗で逮捕された場合、

|     |                  |
|-----|------------------|
| 着手金 | 30万円から50万円プラス消費税 |
| 預り金 | 5万円程度            |
| 報酬  | 30万円から50万円プラス消費税 |

\*執行猶予が付いた場合や刑の軽減となった場合です。

### 3 成年後見

たとえば、認知症の方について成年後見を申し立てる場合

|       |                  |
|-------|------------------|
| 申立着手金 | 10万円から20万円プラス消費税 |
| 預り金   | 5万円程度            |

それ以外に鑑定費用（精神科医師の費用ですが5万円から10万円が目安）

エバーニュースバックナンバーはホームページに掲載しております。

# 事務所

## のご案内



〒260-0013 千葉市中央区中央4-12-1 KA中央ビル4階

### エバー総合法律事務所

代表 弁護士 菊地秀樹（千葉県弁護士会所属）

TEL 043-225-3041

FAX 043-225-0071

### 業務時間

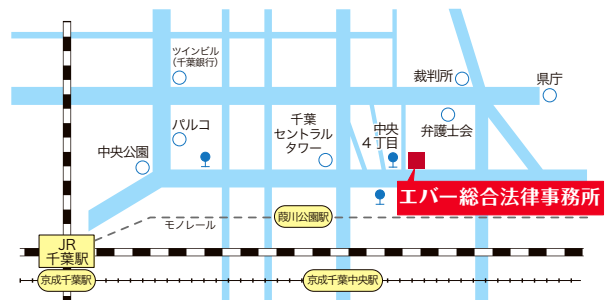
午前9時より午後6時まで

\*なお、ご相談時間については夜間、土曜日などご要望の場合にはご相談ください。

### ホームページ

<http://ever-lawyers.jp/>

「エバー総合法律事務所」で検索を



●千葉駅2番バス乗り場より乗車。2つ目の「中央4丁目」下車  
●駐車場は周りの有料駐車場をご利用下さい。